研究論文

マハティールの夢

――マレーシアにおけるパラダイム・シフトとブミプトラ政策のゆくえ ――

Mahathir's Dream
The Paradigm Shift movement and the Affirmative Action in Malaysia

池下 譲治*

はじめに

- I 2018 年マレーシア総選挙の含意
- Ⅱ パラダイム・シフト
- Ⅲ ブミプトラ政策の評価と再考

結びにかえて

2018年5月、マレーシアで独立以来初の政権交代が実現した。これは、世界で最も長い間、連立政権を維持してきた旧与党連合が敗れ、新たに、世界最高齢の国家指導者が誕生したことを意味する。「マレーシアのトランプ現象」と比喩されるほどの世紀の大逆転劇はどのようにして起こったのか。そしてそれは何を意味するのか。

本稿では、まず、①政治腐敗に対する国民の怒り、②情報の非対象性を補完する機能、③マハティール・インパクト、④マレーシア人の心理的欲求段階の高度化、に注目した。

次に、今回の政権交代は、長きに亘る市民権運動の勝利を意味するものであり、その結果、マハティールが標榜する「マレーシア型民主主義」や「バンサ・マレーシア」(統合されたマレーシア国民)の実現に向けたパラダイム・シフトが動き出した可能性があることについて論考した、論考に当たっては、その命運を握るとみられるブミプトラ政策(マレーシア版アファーマティブ・アクション)の評価と検証を試みた、すると、民族間の経済格差やマレー人の学力等については大幅な改善を示している一方、頭脳流出に加え、「新たなマレー・ジレンマ」といった問題を抱えていることが明らかになった。

考察の結果、ブミプトラ政策はさらなる緩和に向かいつつも当面は維持されること。一方、言論の自由や汚職撲滅に向けた取り組みはより積極的に推進される土壌が整ってきたことが明らかになった。マレーシアのパラダイム・シフトは、独立から今回の政権交代までほぼ2世代を要したように、漸進的で社会全体を抱合したものとなるであろう。

キーワード:パラダイム・シフト、マレーシア型民主主義、バンサ・マレーシア、マハティール、社会改善理論

[※] 福井県立大学地域経済研究所

はじめに

2018年5月9日、マレーシアに新たな歴史が刻まれた。1957年に英国から独立して以来、初の政権交代が起こったのである。世界で最も長い間、連立政権を維持してきた国民戦線(BN)には「勝利の方程式」があった。にもかかわらず、なぜ、ほとんど誰も予想だにしなかった政権交代が実現したのか。そして、それは何を意味するのか。

本稿の問題意識と目的は、まず、「マレーシアの「Brexit現象」、或いは「トランプ現象」と比喩されるほどの世紀の大逆転劇となった2018年のマレーシア総選挙の背景とメカニズムを解明すること、そして、マレーシアの社会変容の行方について可能な限り事実や現実に即して考察することである。

まず、勝敗を分けた要因として注目したのは以下の4点である。

- ①世界を巻き込んだナジブ前首相(以下, ナジブ)の巨額な汚職疑惑やその権力の 乱用に対する国民の不満や怒りが臨界点 に達していた可能性,
- ②オルタナティブ・メディアなど「情報の 非対称性」を補完する機能が果たした役 割.
- ③野党連合「希望連盟」(PH) に大量の票が流れる「マレーシア人の津波」の震源地となったとみられるマハティール・インパクト,

そして、より本質的な要因として、

④マズローの「自己実現理論」からみたマレーシア人の心理的欲求がより高次な段階に入っている可能性である.

次に、今回の政権交代は長きに亘る市民権 運動の勝利を意味するものでもある。その結 果、マレーシア社会において、2020年構想(ビ ジョン2020)を実現する上で克服すべき課題 として提示された「マレーシア型民主主義」 の実践や「バンサ・マレーシア」(統合され たマレーシア国民)の形成に向けたパラダイ ム・シフトが動き出した可能性がある。その 現状と行方について考察した。中でも、「バ ンサ・マレーシア」は、「希望連盟」(PH)の 哲学・目標として同マニュフェストにも掲げ られているマレーシア国民の悲願でもある。

しかし、そもそも、さまざまな問題点が指摘されている現行のブミプトラ政策(マレーシア版アファーマティブ・アクション)を維持したまま、こうした変革を実現することが果たして可能なのであろうか。

こうした疑問から、補論としてブミプトラ 政策の成果と課題を整理し直すとともに、「新 たなマレー・ジレンマ」を抱えたマハティー ルの今後の政策について考察を加えた.

【標記について】

- 1) 国際的な標記の慣行に倣い、本稿において、マレーシア国民を構成する個々の民族について表記する際には「○○系マレーシア人」とはせず、単に「マレー人」、「中国人」、「インド人」とした。したがって、断りなくこのように表記してある場合、通常、マレーシア市民権を有する中国人やインド人等を指している。
- 2)マハティールの敬称については混乱を避けるため省略した.

I. 2018年マレーシア総選挙の含意

1. マレーシアの選挙制度の特徴

マレーシアでは、国会¹・州議会のいずれも小選挙区制を採用しているため、2位以下の候補に投じられた票が無視され、いわゆる死票が多くなる傾向がある。その結果、各党の得票率が必ずしも各党の議席数に比例しないという問題が生じる。わけても、前回(2013年)の総選挙では、野党連合・人民同盟(PR)が初めて得票率で過半数となる51%を獲得したものの、議席数では全222議席の4割に止まったのに対し、得票率47%の連立与党・国民戦線(BN)は全議席の実に6割を占めるという摩訶不思議な現象が生じ、改めて、民主化のバックラッシュを世に知らしめることとなった。

その原因とされているのが違法性のあるゲリマンダー(与党に有利な選挙区割りをすること)の存在である。選挙区割りは10年ごとに行われる国勢調査に基づいて見直されるが、マレーシア結成の経緯により、ボルネオ島のサバ州とサラワク州は半島部の諸州に比べて1票の重みが大きくなっているほか、半島部各州の選挙区でも、農村部は都市部に比べて1票の重みが大きくなっているなど、元々、ブミプトラ(マレー人およびサバ州、サラワク州の先住民の総称、マレー語で"土地の子"の意)を主な支持母体とするBNに有利な区割りとなっている。

実は、今回の総選挙でも、ゲリマンダーの極みともいうべき事態が起こっていた。投票日まで残り43日に迫った3月28日、ナジブが提出した選挙区割り改正案が可決され、半島

部の165選挙区のうち、プルリス州と連邦直轄区の行政都市プトラジャヤを除く98選挙区が急きょ、変更されたのである。これによって、前回2013年の総選挙で、4万4,672票を獲得して当選した野党・民主行動党(DAP)の有力議員トニー・プア氏を擁するスランゴール州ダマンサラ(旧名プタリンジャヤ北)選挙区は、有権者数が従来の8万5,400人から一気に15万439人にまで増加され、国内最大の選挙区となった。この結果、与党支持者が大半を占めるプトラジャヤ選挙区(有権者数1万7,000人)との一票の格差は9倍となった。

これに対し、マラッカ高裁は4月23日、マラッカ州の有権者7人が選挙区の区割り変更は不当だとして申し立てた司法審査請求を認める判決を下した。その際、新たな区割りによる選挙執行の停止は認めなかったものの「ゲリマンダーが存在し違憲となる十分な証拠がある」との認識を示した³. それほど注目されてはいないが、これは、民主化に向けて吹いた選挙直前の「風の変化」を象徴する出来事といえよう.

2. 史上初の政権交代の要因と含意

一体,何が起こったのか.マレーシアの選挙では,これまで経済問題が最大の焦点となるケースが多かった.今回,マレーシア経済は5%前後の成長率で堅調に推移しており,物価も周辺諸国と比べて安定しているなどマレーシア経済のファンダメンタルズ自体は然程,悪化しているわけでもなかった.にもかかわらず,選挙の前半戦で注目されたのは生活費の上昇など経済的不満の広がりであった.これに対して、国民戦線(BN)と希望

連盟 (PH) は、程度の差こそあれ、財政を 通じた利益供与による「バラマキ」政策を公 約としている点では大きな違いはなかった.

こうした中、マハティールを擁するPHが、ナジブ政権が2015年4月から導入したものの、国民に不人気だった物品・サービス税(GST)の廃止を公約したことが一つの転機になったとの見方がある。しかし、2015年1月から2018年5月にかけてのマレーシアの消費者物価指数は年平均2.7%で推移していたことから、国民が感じていた物価高と政府の見解との間には乖離があった。なぜ、このような乖離が生じたのか。

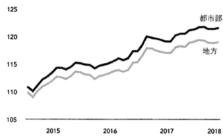
その原因として. 世銀 (World Bank, 2018) は、マレーシアで『B40』と呼ばれる全体の 40%を占める低所得層世帯(家計所得3000 リンギ/月未満の世帯)のエンゲル係数の高 さと生活必需品、わけても食品・飲料が高騰 していたことを指摘している. マレーシア国 民のエンゲル係数は平均で28.7%と国際的に みてもそれほど高いわけではない.しかし, B40世帯のエンゲル係数は38.5%と極めて 高い状況にあった. 一方, 2010年7月から 2018年5月までの食品・飲料(但し、アルコー ル. タバコを除く)の物価の推移を見ると地 方部で25%増、都市部では33%増と、他の 物価と比べて上昇の度合いが大きく、このこ とから、特に、都市部の低所得層を中心に不 満が高まっていたことが窺える(図表1).

こうした経済問題もさることながら,本稿では,別の視点から政権交代の要因とその含意を考察する.

今回の選挙において、まず、注目したのは、政府の様々な圧力に屈せず、公正な選挙をやり遂げた「マレーシア人の正義」とでも

図表 1 マレーシアにおける物価の推移

Consumer Price Index, January 2015 to May 2018 2010=100



出所: World Bank (2018)

いうべき精神面での変化である. 前述のよう に経済的不満を抱えていたとの事実にも拘わ らず、マズローの「自己実現理論」に例える ならば、マレーシア人はすでに「低次の欲求」 段階から「尊厳欲求」を含む「高次の欲求」 段階に進んでいる可能性が高いと言えるので はないだろうか、その根拠のひとつとして、 世界銀行によると、マレーシアの貧困率は 2016年には僅か0.28%と世界平均の12.7%を 大幅に下回るなど、近年、劇的に改善してい ることが挙げられる. さらに,今回の選挙は, 国の現状を憂えたマレーシア国民が自らの 「尊厳」と「誇り」を取り戻すための戦いだっ たのではないだろうか、でなければ、炎天下 に投票のため6時間以上並んだり、在外者用 投票用紙が投票前日に届いたため急きょ海を 越えて帰国するなどといった行動を説明する ことができない. 裏を返せば、それほど、ナ ジブの巨額な汚職疑惑に象徴される政治腐敗 と強権的な政治運営に対する国民の不信感や 怒りが臨界点に達していたとみることができ る4. 世界中の汚職をリスト化した「腐敗認 識指数 | (CCPI) を毎年. 発表しているトラ ンスペアランシー・インターナショナルによ ると、マレーシアは2014年の世界51位から

2017年には同62位にまで下落しており、政治的腐敗が一気に加速した様子が窺える。マハティールが「ナジブによって貶められたマレーシア人のプライドを取り戻し、マレーシアを危機から救う」と繰り返し説いたのもまさにこうした思いを汲み取ったものと捉えることもできる。

さらに、忘れてならないのは、前回の総選挙では様々な不正疑惑や問題が取り沙汰された選挙管理委員会の頑張りである。今回の選挙でも全く問題がないわけではなかったが、民主主義がその機能を発揮するためには選管が政府の圧力や干渉に屈せず独立を維持することが如何に大切であるかを証明してみせてくれた。

同様に、度重なる政府の圧力にも屈せず 汚職疑惑などに関する情報を発信し続けた ニュースポータルサイト「マレーシア・キニ」 の存在をはじめ、オルタナティブ・メディア やソーシャルメディアの影響も無視できな い. 国内外の有権者の熱い思いや言動などが SNSなどグローバル化時代を象徴する媒体を 通じて一気に拡散した. この点において、今 回の選挙は「21世紀型」であり、「情報の非 対称性」といったこれまでのマレーシアにお ける選挙の欠陥を補う役割を果たしたといっ てよいだろう.

選挙に纏わるこうした一連のムーブメントはマレーシア国民の欲求がより高次な段階へと移っていることを示唆するとともに、民族の枠を超えたソーシャル・キャピタル⁵の醸成にもつながった可能性がある。即ち、マレーシア社会では、これまで、民族融合の掛け声とは裏腹に、「内向きで排他的なアイデンティティと同質的な結びつきによる集団を形成し

ていく」とされる『結合型』ソーシャル・キャピタルの集合体が民族ごとに築かれ、それが民族間の融和を妨げてきた⁶. しかし、今回、選挙を通じて、「市民社会」の形成を見据えた意識の共有が図られたことで、「外向きで、異なる組織間における多様な人・組織を結ぶ」開かれたネットワークとしての『橋渡し型』ソーシャル・キャピタルが多少なりとも醸成された可能性がある⁷. そして、これは、後述する「バンサ・マレーシア」の形成に向けて重要な意味を持つ。

ところで、前回(2013年)の総選挙では中国人の票が大量に野党に流れる「中国人の津波」現象が起こったが、結果、連立与党内における民族政党間のバランス・オブ・パワーが崩れ、マレー人と中国人の関係に政治的な亀裂が入る事態となった。もしも、今回の選挙でエスニック問題が争点となっていたならば、むしろマレー人を主な支持母体とするBNの優位は揺るがなかったであろう。しかし、今回の争点はそこではなかった。

それなら、とナジブは「反フェイクニュース法」を強行採決し、さらに、マハティールが率いる野党「マレーシア統一プリブミ党 (PPBM)」の活動停止を命じるなど抑圧に乗り出したが、これには米国務省が非民主的な強権発動であるとして異例の非難声明を出す事態となった。刹那的ともいえるナジブの保身策は却って国民の反発を買うこととなった上、これまでの民族毎の利益代表による選挙の構図ではなく、民族の枠を超えた「呉越同舟」的な協調が意図せず生まれる要因ともなった。

当初,野党の政権運営能力は未知数であり,マレー人にしてみれば、中国人が勢力を増す

ことへの懸念もあったと思われる.しかし,マレーシアの黄金期とも言える一時代を築いたマハティールの野党側からの復活劇がこうした浮動票を取り込んだと言えよう.

池下(2018)で論じたように、「危機意識の共有」と優れたリーダーの出現が重なったとき、往々にして変革が起こることがある。まさに、今、マレーシアで起こっていることではないだろうか。次章では、マレーシアにおける新たなパラダイム・シフトの可能性について考察する。

Ⅱ. パラダイム・シフト

はじめに述べたように、今回の政権交代は、長年に亘る市民権運動の勝利を意味するものでもある。この結果、マハティールが「ビジョン2020構想」8を達成する上で克服すべき課題にも挙げていた「合意に基づくコミュニティ指向のマレーシア型民主主義の実践」、並びに「地域的にも民族的にも統合された運命共同体としてのマレーシア国民であるバンサ・マレーシアの実現」に向けてのパラダイム・シフトがゆっくりとではあるが確かに動き出したと言えるのではないだろうか。

まず、注目したのは国家の運営体制の変化である。これまでの連立与党・国民戦線(BN)の中核を成してきた統一マレー国民組織(UMNO)、マレーシア華人協会(MCA)、マレーシア・インド人会議(MIC)の3党は個々の民族のみの党員で構成される、いわば、各民族の利益代表者からなる政党の集合体であった。一方、新たな連立与党・希望連盟(PH)の中核を成す人民正義党(PKR)およ

び民主行動党 (DAP) は夫々マレー人と華 人を主たる支持基盤とするものの、どの民族 も党員として加入できる. つまり、すべての マレーシア人に開放されている党の集合体と 言っても過言ではない仕組みとなっているの である. これは、政党活動を通じた『橋渡し 型』ソーシャル・キャピタルの醸成と捉える ことができる.

次に、マハティールが唱える「マレーシア 型民主主義」について明らかにしておく必要 がある。

1. マレーシア型民主主義

民主化とは、一般に民主主義が拡大していく過程として捉えられる。では、改めて民主主義とは何か。米国務省は、世界各地の民主主義制度には微妙な違いがあるが、民主主義政府を他の形態の政府と区別する一定の原理と慣行が存在する、として10の主な原則を提示している。これを、権威主義体制と言われるマレーシアに照らし合わせた際、問題とされてきたのは「人間の自由を守る一連の原則と慣行」と「自由で公正な選挙の実施」の2つの原則の欠如であった。

一方,これらは「市民社会」の成立と密接に関係している。なぜなら,近代市民社会においては、個人の自由が保障されることがその成立要件となっているからである。従って、各個人が自らの政治的主張などを他から強制されるようなことは決してあってはならない。しかして、今回の選挙では、政治的圧力に屈したというエアアジア・グループのトニー・フェルナンデス最高経営責任者(CEO)の謝罪告白によってその実態が白日の下に晒

されることとなった¹⁰. 一方, こうした形で 政治的な膿が出たことは, マレーシアにおけ る市民社会の形成と民主化にとって大きな前 進を意味する.

今回、クリーンな選挙の実現を目標に掲げ る NGO の連合体「ベルシ」(マレー語で"ク リーン"の意)のマリア・チン・アブドラ理 事長が野党連合系無所属として出馬し当選を 果たしたことで、自由で公正な選挙を通じ た市民社会の実現を目指すムーブメントは ひとつの到達点に達したとみることができ る11. チン氏は20年以上に亘り、女性の立場 からマレーシアにおける市民権運動をリー ドしてきたが、2016年には、裁判なしで28 日間の勾留を認める2012年治安違反特別措 置法 (SOSMA) が適用され、独房に10日 間拘禁されたことでも知られる. ところで. SOSMAでは「治安と国家の安全に関わる場 合を除いては、何人も政治的活動や信条で逮 捕されない と明記されているが、チン氏の 逮捕容疑は、自由で公正な選挙を求めるデモ を組織したというだけであった.

こうした市民社会の到来に向けた機運の 高まりを受け、新政権を担うマハティール は2018年7月22日、治安関連の法律のうち、 SOSMAなど圧政的な法律を廃止する方針を 表明した¹².

さらに、同8月8日には、定義があいまいで、 言論の自由や報道の自由を侵害する恐れがあると批判されていた「反フェイクニュース法」 の廃止法案が国会に提出されるなど、自由な意見が言える社会への変革も前に進み出した 感がある.

一方, 民主主義諸国家のあり方は多様であり、マハティール自身、過去に「アジア諸国

は自国に適合する民主主義を開発して自由主義市場システムを採用すればよい」と主張している¹³. そして、今回の首相就任後、初の訪問先となった日本でのインタビューにおいて、「国内に不平等を抱えた多民族国家の要素を考慮する必要がある」として、欧米型の民主主義とは今後も一線を画すと強調している。つまり、これらを勘案する限り、マレーシア型民主主義の最大の特徴はブミプトラ政策の当面の継続を前提としたものと見做すことができる。

マハティールのこうした発言の背景には、 自伝的回顧録で慨嘆したように、マレー人の 地位はブミプトラ政策によって大きく向上し たものの、新たな問題が浮上しているとの認 識があるものと思われる。すなわち、「NEP で制定されたアファーマティブ・アクション (ブミプトラ政策) は自らの特別な地位によ るものであり、差別的な優遇措置は永久に維 持されるべき」といった甘えの構造がマレー 人社会に蔓延しているというのだ。これを、 「新たなマレー・ジレンマ」であると断じ、 困難だが克服しなければならない問題として いる¹⁴.

2. バンサ・マレーシア (統合されたマレー シア国民) の実現に向けて

前述のとおり、マハティールは、ビジョン2020の達成には9つの戦略的課題を克服する必要があると主張している。その筆頭に掲げられたのが「バンサ・マレーシア(統合されたマレーシア国民)の実現」であった。ここで、注意すべきは、バンサ・マレーシアとは、故リー・クワンユーがかつて政治スローガン

として唱えた「マレーシア人のためのマレーシア¹⁵」という概念とは似て異なるものであるということである.

マハティールが唱える「バンサ・マレーシア」の概念には2つの特徴がある。第一に、「バンサ・マレーシアとは、自らを国と一体とみなしてマレーシア語を話し、憲法を受け入れることのできる人々を意味する」¹⁶. ここで重要なのは、憲法におけるマレー人の特別な地位を前提にしている点である。

次に、バンサ・マレーシアは「政治的なアイデンティティ」としてのみ用いられるものであり、人類学的な意味であるマレーシア民族として扱っているのではないという点である¹⁷.この2つの特徴によって、むしろ、より現実的な概念として位置付けられ、マハティールが唱える「マレーシア型民主主義」とも符合する.

こうした点を踏まえると、前述した政党活動における『橋渡し型』ソーシャル・キャピタルの醸成や市民権運動を通じた自由な社会を希求するムーブメントの高まりに見られるように、マレーシアにおける民主化とバンサ・マレーシアの実現に向けたパラダイム・シフトは決して夢物語ではないと言って差支えないのではないだろうか。

ところで、それでも、素朴な疑問として残るのが、果たして、マレーシア版アファーマティブ・アクションであるブミプトラ政策が継続される中、バンサ・マレーシアの実現が本当に可能なのか、という点である。

ここで、結論を急ぐ前に、補論として、ブ ミプトラ政策についてのこれまでの評価とと もに再考を加えることとする。

Ⅲ. ブミプトラ政策の評価・検証(補論)

1. マレーシアにおけるアファーマティブ・ アクションとその理論的背景

最初に、よくある2つの誤解を解いておきたい。まず、日本では一般的に使われている「ブミプトラ政策」と言われる固有の政策や体系は存在しない。この言葉は、新経済政策(NEP:1971-90)の中でより一層強化された、マレー人を中心とするブミプトラという特定の社会集団の経済的・社会的地位向上を図る一連の政策に対する通称である。

NEPは、マレー人と中国人との経済格差の拡大を背景に69年の総選挙後に発生したマレーシア史上最悪の民族衝突事件(5.13事件)を契機に、再発防止を目的として当時のラザック政権によって始められたもので、マレーシアにおける貧困の根絶とともに、民族間の経済・所得格差の是正を目標としている。具体的には、(1) ブミプトラの所有する株式を(90年までに)マレーシア全体の30%に引き上げる、(2) 近代的産業及び専門職への就業機会の拡大、(3)民族別雇用比率をマレーシア全体の人口構成比に見合った割合に再編する、(4) マレー人企業・経営者育成、の4つの柱からなる。

ブミプトラ政策の法的根拠はマレーシア憲法153条に規定されている「ブミプトラに対する特別な地位」にある¹⁸. そこには、①公務員職の採用、②政府奨学金の付与、③政府の許認可・ライセンス、④大学等への入学に関する、「ブミプトラ」、即ち、「マレー人およびサバ、サラワクの先住民」への合理的な割り当て枠の付与、が規定されている。

ところで、ここでもうひとつのよくある誤解について触れておく必要がある。即ち、マレー人とは一体、誰を指すのかということである。憲法(160条)に明記されている「マレー人」とは、「イスラム教を信奉し、日常的にマレー語を話し、マレーの慣習を維持するとともに、本人または親の出生地がマラヤ連邦若しくはシンガポールであり、独立した日(1957年8月31日)にそこに住んでいた人、若しくは、その子孫」を意味する。従って、これらの条件を満たせば、民族的にはマレー人でなくとも憲法上はマレー人としてみなされ得るのである。

一方、マレー人であっても、イスラム教から他の宗教に改宗した場合は憲法で規定される「マレー人」ではなくなり、ブミプトラとしての優遇的地位も失うこととなる。同様に、非マレー系マレーシア人であっても、イスラム教に改宗した場合は、その他の条件を満たしている限りブミプトラの特権を得ることができる。この点において、連邦憲法が民族や人種による規定ではなく、言語、宗教、慣習、によって規定されていることは興味深い¹⁹.

ところで、シンガポールがマレーシアから分離独立した際には、この憲法153条の規定が人種差別的として問題視されたが、現在、研究者の間で主に議論されているのは、いわば、スーパー153条ともいうべき、NEPで制定されたブミプトラ政策についてである。これは、国際的には「マレーシアにおけるアファーマティブ・アクション(積極的格差是正措置)」として議論の対象となっている。特に、問題視されるのは海外への「頭脳流出」のほか、「アリ・ババ」ビジネス²⁰やネポティズム、あるいはクローニー・キャピタリズム

に代表されるレントシーキングの蔓延に伴う 汚職や新たな格差拡大と経済的非効率性が及 ほすマレーシア社会や経済への負の影響につ いてである

アファーマティブ・アクションに関する先行研究では、様々な論点からの報告がなされている。Sowell(2004)はマレーシアを含む5カ国のデータを基に検証した結果、何れも当初望んでいた結果になっていないとして、批判的な立場を取っている。Fryer & Loury(2005)も教育、雇用、ビジネス契約に関する弱者グループへの割り当てに否定的な見解を示している。

一方、Weisskoph(2004)は広く尊厳のある地位(上位の大学、プロフェッショナル、経営上の地位)における特定グループの「不十分な代表」(under-represented)といった状況からの救済の必要性とともに、社会政治学的には資本所有率に関して同グループの社会的地位を向上することが重要と論じた。ただ、その一方で、救済の対象については人種別ではなく階層(貧困、カーストなど)で分けるべきとしている。また、ILO(2007)は主に人権擁護の立場から、先住民に対する差別是正措置としてのアファーマティブ・アクションを肯定している。

経済学においては前提条件の問題などからほとんど取り上げられてこなかったが、それでも、教育への投資によって人間の経済価値を高めることが可能とする「人的資本論」との関連で、2つの相異なる議論がある. ひとつは、教育へのアクセスが制限される状況では人的資本論は機能しない、として、暗にアファーマティブ・アクションを是認する立場である(Benabou, 1996; Durlauf, 1996). こ

こでは、特定グループの間で不平等が永続する原因として、何世代にも亘る不平等の存在 や周辺環境²¹および地域間における学校の質 の違いなどが指摘されている。

一方、Becker (1971) はその差別に関する理論の中で、「人は自分と同じ人種や文化を共有する人と仕事をしたがる反面、他人の能力について完璧に判断する情報は不足している」として、「差別は客観的な行為からの逃避である」とした。本理論では、競争市場を仮定した場合、差別がなければ人的資本利益はすべてのグループ間で等しくなることから、最終的に差別はなくなるとしている。しかし、すべての労働者は同質な人的資本を有するとの仮説には多くの社会に特有な根深い構造的な不平等を無視しているとして疑問視する向きもある (Lee, 2011).

Loury (2002) は「報酬バイアス」(労働市場参入後)と「成長バイアス」(同参入以前)を峻別し、新古典派経済学では後者を正しく見ておらず、差別を報酬バイアスのみに焦点を当てた見方は正しくないと論じた.

そのほか、同恩恵は主に中間層からエリート層に集中するため、同グループ内での不平等が拡大する傾向がある一方、関連する許認可事業などを通じた不当利得や汚職を誘発しやすいとの批判もある.

以上のとおり、アファーマティブ・アクションにはさまざまな問題が内包されている. しかし、実際に起きている問題の多くは、その政策の成り立ちよりも、主に、その実施面での不透明さなどによるものと言える.

従って、現状から鑑みる限り、アファーマ ティブ・アクションは存続させるべきかどう かを問うより、それが有効に機能しているか どうかを論じた方が適切と思われる. 特に,マレーシアの場合, その撤廃よりも修正を論じた方が現実的かつ生産的であろう.

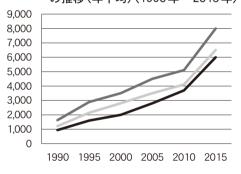
2. ブミプトラ政策の効果に関する検証

では、NEP以降、ブミプトラ政策によって、マレーシアにおけるブミプトラの地位は どのように変化したのであろうか.本節では、

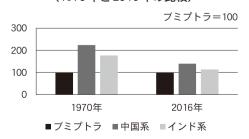
- (1) 民族間の所得格差,(2) 高等教育機会,
- (3) 高度専門職への進出, (4) 資本所有比率 に関して検証する.

(1) 民族間格差の縮小と新たな格差

図表 2 マレーシアにおける民族別世帯収入 の推移(年平均)(1990年~2015年)



図表3 民族別家計月収の格差 (1970年と2016年の比較)



出所:ibid.

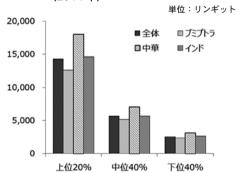
ブミプトラの世帯収入(月収)は1970年の172リンギから2016年には36倍の6,267リンギへと同期間のマレーシア平均(同29倍)を大きく上回るスピードで増加した。その結果、中国系との所得格差は同期間で2.3倍から1.4倍へと大幅に縮小している(図表3).

一方, ブミプトラのU20 (世帯収入上位20%層)とB40(同下位40%層)との格差は5.3 倍にも広がっており, 新たな格差問題が生じている(図表4). 特に問題とされるのが, 上述したように, ブミプトラ制度の恩恵がその中間層からエリート層に集中することに加え, 制度の悪用や汚職などが蔓延していることである.

(2) 高等教育の拡大と頭脳流出問題

マレーシアではNEPの下,高等教育機関における民族(ブミプトラ)枠制度が導入された.これは、マレーシア政府が「試験による入学」から「枠による入学」に政策転換し

図表 4 マレーシアの民族別家計月収 (2014年)



	全体	ブミプトラ	中華	インド
上位20%	14,305	12,630	17,981	14,604
中位40%	5,662	5,190	7,049	5,646
下位40%	2,537	2,367	3,127	2,672

出所: JETRO, マレーシア統計局

たことを意味する²². 大学入学における「枠」の割り当てについては当初、明確に規定されていたわけではないが、Aihara(2009)によれば、与党連合(当時)BNは1979年、その55%をブミプトラ、35%を中国人、10%をインド人その他、に割り当てることで合意した。さらに、1983年までには、すべての大学における教授言語が英語からマレー語に変換された。教育におけるこれらの政府干渉の法的根拠は1971年憲法(修正)法および1971年大学・カレッジ法(UUCA)にある。

同政策により、国内大学に占めるブミプトラの割合は1970年の40.2%(中国系48.9%、インド系7.3%)から1985年には63.0%(中国系29.7%、インド系6.5%)に増加した²³(Lee, 2013)。これは、55%の枠は実質的に有名無実化していたのみならず、成績に係らずブミプトラを優先的に入学させる手段に利用された可能性をも示唆している²⁴.

このため、成績優秀にもかかわらず、大学に入学できない事例²⁵が次々と明るみになったことなどから、非ブミプトラの間に失望感が広がるとともに、生活に余裕のある家庭では、むしろ初めから海外の大学を選ぶ傾向が強まっている。

この結果、3つの深刻な問題が生じている. ひとつは、「頭脳流出問題」である. 世銀(World Bank、2011)によれば、海外に居住するマレーシア人は100万人を超え総人口の3%に達している. その約3分の1が頭脳流出に相当するとみられるが、その数は20年間で3倍に増えているのだ. マレーシアの場合、特に、高度技能が少数のエリート層に集中しているため、頭脳流出によって高技能人材がさらに減少するといった悪循環が生じ

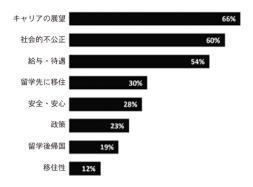
ている26.

こうした中、政府は96年、高等教育の拡 充に大きく舵を切り、高等教育に関する3つ の法律を制定し、国立大学の法人化や私立高 等教育機関の設置・運営が認められるよう になった 背景には 頭脳流出問題のほか 1991年にマハティールが提唱した2020年ま での先進国入りを目指す国家戦略「ビジョン 2020 | 構想において、国際社会における競争 力強化を図るため英語及び国際感覚に秀でた 人材育成が強調されるようになったことが関 係している. 結果. 1986年には50校しかな かった私立の高等教育機関の数は2005年に は539校と10倍に膨れ上がった。特に、海外 大学の学位が取得可能なトランスナショナル 教育プログラムの普及はマレーシア高等教育 に魅力的な選択肢をもたらした。 さらに、能 力主義による入学制度や民族枠を設けない奨 学金の普及も進んでいるほか、政府は2020 年までに域内教育ハブとなることを目指し、 高等教育の国際化を通じた留学生の受入れの 推進も行っている.

秋庭(2015)によれば、こうしたことなどから、アジア通貨危機以降、マレーシア通貨の海外流出の抑制とマレーシア国内の高等教育機関への進学機会の拡充などによって、海外大学への進学者数は約9万人と落ち着きを見せつつあるという。

ところが、オックスフォード大学の研究グループが2016年、18歳以上のマレー半島在住者に行ったアンケート調査によると、中等教育修了者の中で「海外移住志望」が強い人の割合は、マレー人では17.3%だったのに対し、インド人は42%、中国人に至っては52.6%と過半数を占めるなど、本問題の複雑

図表5 海外の大学を選んだ理由 (ト付3項目の合計)



出所: World Bank (2011)を基に作成

さを示す結果となっているのだ27

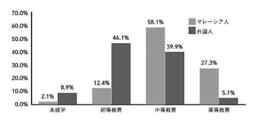
世銀 (World Bank, 2011) によれば、マレーシアの学生が海外の大学を選ぶ主な理由は、①キャリアの展望、②社会的不公正、③給与・ 待遇²⁸、である(図表5).

一方、「マレーシアへの帰国を考慮する上で重要な要素は何か」との質問に対しては「民族によるアファーマティブ・アクションから、必要性によるアファーマティブ・アクションへのパラダイム・シフト」が必要との回答が87%ともっとも多かった。

こうしたことから, ブミプトラ政策の抜本 的な見直しとともに, 卒業後を見据えたキャ リア形成における魅力を訴求できない限り, 頭脳流出は今後も続く可能性が高いとみるべ きであろう.

2つ目の問題は、「人的資源貿易の質的インバランス」が生じていることである. 世銀 (Worldbank, 2015) によれば、外国人労働者(移民) は2014年時点で210万人に達し、マレーシアの労働力人口の約15%を占めるに至っている²⁹. しかし、その約95%が中等教育以下の学力しか有していないのである(図表6).

図表 6 労働者の教育水準



出所:マレーシア統計局

こうしたことから、図表7が示すように、 高度専門職に就いている外国人労働者はその うちの僅か4%に過ぎないのが現状である.

図表7 マレーシア人と外国人(移民)の 主な職種(2012年)

職業	マレーシア人		外国人(移民)	
	%	人数	%	人数
1 経営·管理職	6.0	660,334	1.3	22,319
2 専門家	11.1	1,221,618	1.2	20,611
3 技術者等	11.4	1,254,634	1.6	27,482
4 事務員	10.5	1,155,584	0.7	12,023
5 販売店員等	21.2	2,333,180	17.0	291,997
6 農水産業	9.5	1,045,528	7.3	125,387
7 職人等	10.8	1,188,601	13.1	225,009
8 工員	11.3	1,243,629	18.0	309,173
9 単純作業	8.1	891,451	39.8	683,617

出所:マレーシア統計局資料を基に筆者作成

これは、移民政策の目的が、主に、国内の 単純労働力不足を補うためのものであり、単 純労働者が10%増えるとGDPで約1.1%の押 し上げ効果があるとの試算があることも事実 である(Worldbank、2015). しかし、こうし た「人的資本貿易の質的インバランス」は高 所得国入りを目指すマレーシアにおいて産業 をはじめ社会の高付加価値化が遅れているこ とを明示しているともいえる.

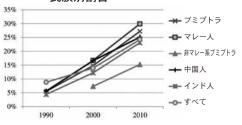
さらに、マレーシア国民の教育水準が年々 向上しているため、市民と移民との間の教育 レベルの格差が広がる結果を招いている。世 銀も問題視しているように、さまざまな要因 による頭脳流出は今後のマレーシアの経済成長のみならず、場合によっては社会の安定をも脅かす火種となる恐れがあることから、喫緊の課題として適切に対処していく必要がある.

そして、3つ目の問題として、頭脳流出の 裏返しともいえるような憂えるべき事態が生 じている。「国内大学生の質の低下」と「大 卒失業者の増加」である。背景には、1980 年代に導入された「マティキュレーショ ン・プログラム」(Malaysian Matriculation programme)の存在が指摘されている³⁰.本 制度を利用することで、日本の統一模試に相 当するSTPMを受験するよりも容易に、かつ、 僅かな費用で大学への進学が可能となる。一 方、2005年に非ブミプトラ枠としてその1割 を上限に解放されるまで、同制度はブミプト ラのみが利用可能だった。同制度の登録学生 は1985年の5,280人から2005年には55,442人 と約10倍に増えている。

このためもあってか、労働市場における高等教育履修者の割合をみると、どの民族も増加しているが、ブミプトラ、わけても、マレー人の増加が著しい(図表8)。

こうした中、近年、問題が表面化している のが、「大学を卒業しても就職できない学生 の急増」だ、大卒失業者数は2004年の4.594

図表8 労働市場に占める高等教育履修者の 民族別割合



出所:Lee, 2013

人から2008年には47,910人と4年間で約10倍に増えているが、実に、その約9割がマレー人との報告がある 31 . 特に、国内の公立大学を卒業したブミプトラにその傾向が強く、就職先もブミプトラを積極的に採用している公的機関に集中している。

一方,同じブミプトラでも海外の大学を卒業した学生は民間も含め幅広い分野に就職している。これには、国内の公的教育制度の欠陥と民族枠によるブミプトラ制度の悪影響の可能性が指摘されている(Lee, 2013 ほか)。

ところで、雇用部門における当初の政府方針は、まず、ブミプトラの製造業への進出を促すことであった。そのため、1975年工業調整法(ICA)では、製造業部門の大企業に対してブミプトラを人口構成比に応じて採用するように求めた。これについては、とりわけ、地方から出てきた若いマレー系女性が多国籍企業の電気・電子工場および縫製工場に勤めたため達成は容易であった。

一方,経営管理職クラスに関しては、達成が困難であったがこれに関する本格的な調査は行われなかった。というよりも、ICAにおいて重点が置かれたのは一企業内に占めるブミプトラの割合であって、職域に占める割合までは厳しく要求されなかったと言った方がよいだろう。こうした中、ICAは1980年代後半、投資の自由化³²とともにその役割を終えることとなった。

マレーシアが抱える教育面での問題点として指摘されるのは、理系志望の学生が非常に少ないことと教授言語をマレー語としたことによる英語力の低下である。このため、産業界が必要とする人材と大学が輩出する人材との間にミスマッチが生じている。特に、技術

系の教育については、当初から、様々な問題 点が指摘されていた³³.

こうした状況に危機感を抱いたマハティールは90年代以降,理系分野を中心に英語による授業の自由化を進めた.最近では,国立大学においても教授言語を英語とする科目が増えているという.しかしながら,英語によるコミュニケーション能力については,私大卒業生の評価がより高く,それが民間企業への就職にも影響している.

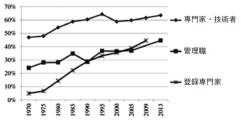
これに関連し、世銀(World Bank, 2018)は15歳児を対象とするOECD生徒の学習到達度調査(PISA)の結果を基にマレーシア人児童のさらなる英語力向上の必要性を指摘している。

(3) 高度専門職におけるブミプトラの進出 状況

図表9はマレーシア統計局およびマレーシア専門家協会の会員データからみた、高度専門職におけるブミプトラの割合の推移である。マレーシア統計局による専門家および技術者に占めるブミプトラの割合は1970年の47.2%から90年に6割(62.2%)に達した後はほぼその割合を保っている。

次に、民間企業が中心の専門家協会に登録

図表 9 高度専門職に占めるブミプトラの 割合の推移



出所:Lee ほか

されている専門家に占めるブミプトラの割合をみると、1970年の4.9%から1990年には29%へと大きく拡大した。その後は伸び率が緩やかになったものの、2005年には38.8%と順調に拡大している。

ただし、細目をみると、一様ではなく、特に、ブミプトラの専門家・技術者には教員の割合が非常に多く、たとえば、ブミプトラの専門家に占める教員の割合は52.5% (2005年)に達している。

特に、ブミプトラの進出が他部門に比べて遅れていると思われるのは、経営者や企業家である。これは、90年代に進められた民営化事業の失敗が影響しているものと思われる。一方、政府調達やペトロナスなどに代表される政府系企業(GLC)が取引条件として、企業にブミプトラ資本以外に幹部や管理職の一定割合がブミプトラであることを義務付けていることなどを勘案すると、事態は表面上の数字以上により深刻である可能性も否定できない。

(4) 資本所有比率~統計に隠された真実

ブミプトラ資本所有率30%はNEPの目的の中でも最も強調されており政治的に重要である。政府はまず、製造業での資本移転を促した。製造業ライセンス³⁴の取得に際して、株式資本の最低30%をブミプトラに付与することを条件に課した³⁵. その際、鉱山やプランテーションなど外国企業の存在の大きい分野については、政府系投資ファンドであるペルモダラン・ナショナル(PNB)が外資系企業から株式資本を取得する主な役割を担った。その後、1986年投資促進法によっ

て工業調整法(ICA)で課した資本再分配条件は免除されることとなった.

ところで、80年代後半以降、マハティール政権によって、株式上場やBOT方式を通じた民営化が急激かつ大規模に進んだが、莫大な損失を抱えたまま操業停止に追い込まれたペルワジャ製鉄所を筆頭に、総じて失敗に終わった。Studwell(2013)はペルワジャ製鉄所の失敗の原因を、工業の中心である西海岸ではなく、「マレー人の心臓部」といわれる東海岸に設置したマハティールの見通しの甘さとブミプトラ政策への強すぎる思い入れにこそあると断じた。

当時の民営化事業全般に言えることだが. 実際には、マハティールの思いとは裏腹に、 特に、製造分野でこうしたプロジェクトをマ ネジメントできる人材がブミプトラの中には まだ育っていなかったことは明らかである. 筆者は90年代前半、マレーシアの裾野産業 育成を支援するため、マレーシア政府からの 要請に応じて、日本の専門家とともに、マレー シア国内の鋳物工場や金型工場を定期的に巡 回したことがある. マレーシアでは、金型産 業はまだ業界団体もなく黎明期といってよい 状況であった. その際. 衝撃を受けたのは訪 問したマレー系企業は1年ないし2年経って も一向に状況が改善しなかったのに対し、中 国系の企業は訪問する度に、与えられた課題 をクリアしているのみならず、予想を上回る 技術力の向上を示していたことである。これ には、日本の専門家も驚いていた、筆者自身 が「マレー・ジレンマ」を実感した瞬間でも あった. 食品工場なども巡回したが同様で あった. 当時のブミプトラ製造業をみると. 退官した政府高官などが政府から工場や機械 設備の提供を受けるなどして参入する事例が 少なくなかったが、経験もなく優れた指導者 もいない中、政府の支援なしに中国系企業と 競い合うのが難しいことは誰の目にも明らか であった。

Studwell (2013) はペルワジャをはじめとする民営化の失敗において、ビジョンの欠如や戦略の甘さもさることながら、正式な事業性評価も行わず輸出目標も課さずに、利権を付与したマハティールの責任は重いとした。それは取りも直さず、民営化を担うブミプトラ人材の欠乏と社会を蝕む甘えの構造が蔓延していたことを示唆しているとも言えよう36.

ところで、NEP期間中、全資本に占めるブミプトラ資本の比率は1969年の1.5%(1970年は2.4%)から1990年には19.3%に上昇した.しかし、その後は2000年を過ぎても20%前後で変わらず、目標の30%に届かないことがブミプトラ政策存続の大きな理由のひとつとなっている.

実は、問題はその計算方法にあるとの指摘がある。即ち、①額面金額の使用、②名義人を通じての所有に関する不適切な計算、③ 政府所有株式の除外、である(Lee、2011; Jomo、2004)。まず、「額面金額」を使用しているため、資産価格の変化が反映されないばかりでなく、ブミプトラの資本所有が集中している大企業所有高が過小評価されることとなる。次に、「名義人またはその他による資本所有」はブミプトラから独立して公表されているが、実際には、ブミプトラの資本が多いことを考慮する必要がある。最後に、「政府の持ち株を除外」しているのはどの民族にも属さないからだろうが、この分野の国家政策として、ブミプトラ商工業コミュニティ

(BCIC) の発展が主な目的として謳われており、関連企業の役員にはブミプトラが圧倒的 多数を占めている事実が反映されていない.

これは、90年代以降の大規模な民営化ならびに再国有化などを鑑みると、より一層問題である。例えば、政府系企業(GLC)は公式な資本所有統計からほぼ除外されているが、マラヤ大学のゴメス教授によると、2014年時点のGLC時価総額はマレーシア市場全体の42%を占めるに至っている。

マレーシアに於いてGLCが急成長した背景には、ブミプトラ企業家が育っていないことやライセンスや政府調達に絡んだ汚職などによる民営化政策の失敗などの反省から、90年代後半以降は主に、GLCを介したブミプトラ企業の育成策が行われているといった事情もある³⁷.

3. 「新たなマレー・ジレンマ」に対峙する マハティール

こうしてみると、数字でみる限り、NEP におけるブミプトラ政策の重要課題であった 所得、教育、高度専門職、資本所有の各分野 における中国人との格差はほぼ解消されたと 言っても過言ではない、では、なぜ、継続し 続ける必要があるのか。

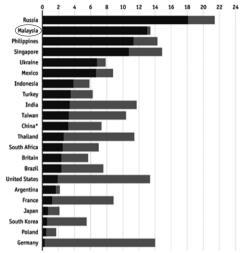
マハティール (Mahathir, 2011) によれば、NEP (ブミプトラ政策) は、自著『マレー・ジレンマ』で指摘した、遺伝的要因、劣悪な教育環境、近親婚、風土病、そして、大量の中国人やインド人を流入させた英国植民地政策が招いたマレー人の経済的劣位、といったマレー人が抱える問題に対して非常に効果的であった、ブミプトラの教育機会の問題はほ

ぼ解消したほか、国民車の成功はマレー人が 近代ビジネスのあらゆる分野で活躍できるこ とを証明した。わけても、マレーシア最大 の国営石油会社「ペトロナス」の成功38はマ レー人の能力の高さを示した。 さらに、今で は、世界的に活躍するマレー人企業家も多く 生まれている。こうした中、ブミプトラ資本 がマレーシア全体の20%を占めていること を以ってNEPの目的はほぼ達成したとする 見方があるとした上で、こうした認識は「事 実誤認だ | としている、実際には、ブミプト ラの富の約12%は様々な政府機関に信託さ れており、ブミプトラ企業を効果的に真のビ ジネスリスクから隔離しているに過ぎない. この点において、ブミプトラ企業とは企業心 の旺盛なリスクテイカーというよりも、むし ろ政府がお膳立てしたレント収入に依存する 株主のようなものだと言う.

こうした受動的な姿勢はNEPにおいて政 府が目指したものではなく、結果、実際のビ ジネスにおいては、いまだに中国人が大きな 影響力を有している. さらに. 問題としてい るのは、ブミプトラ政策を今日まで継続させ てしまったため、「新たなマレー・ジレンマ」 を抱えてしまったことだ、わけても、問題な のはマレー人に巣食う金権体質と腐敗の構造 である.

たとえば、I-2.で取り上げた腐敗認識指 数 (CCPI) のほか、英誌Economist (2016) は、マレーシアを香港、ロシアに次ぐ世界 第3位のクローニー・キャピタリズム国と位 置付けている. 同誌によれば、マレーシアの ビリオネアが有する富は同国GDPの13.3% に達しているが、驚くべきことに、その殆ど (GDPの13%) がクローニー関連である(図

図表 10 クローニー・キャピタリズム指数



出所: The Economist (2016)

注1:クローニー・キャピタリズム指数は各国GDPに占めるビリ

オネアのクローニー関連の富の割合から算出.

注2: 横棒の左側部分はクローニー関連, 右側部分は非クローニ

表10).

池下(2000)でも指摘しているように、ク ローニー・キャピタリズムやレントシーキン グの蔓延による汚職や腐敗がマレーシア経済 の非効率化を招いていることは明らかである. マハティールもマレー人社会に蔓延るこうし た腐敗構造こそが問題だと認識している.

このことから、マハティールの中で、汚職 撲滅は「一丁目一番地 | で取り組むべき課題 と捉えていることはほぼ間違いないだろう.

結びにかえて

以上から、マハティールの考えるマレーシ ア型民主主義ならびにバンサ・マレーシアの 実現に向けての針路を臆度すると、まず、ブ ミプトラ政策の出口戦略については、緊張. 安定、競争、自立のバランスを考慮しつつも、 より一層の緩和策に向かうものと思われる。

ただし、国内市場のグローバル化が進む中、 ブミプトラ企業がグローバル企業と競合する 準備は整っていないことから、自立に向けた 必要最小限の支援策は、当面、維持していか ざるを得ないだろう。

一方, ブミプトラ政策の存続とのトレード オフとして, 個人の自由を重んじる市民社会の 成立に向けた環境整備をさらに進めていくこと が見込まれる. マハティールは, 皮肉なことに, 在野していた際に自らが政府の言論統制の標的 となったことで, 抑圧的な言論統制に反対する 意識を強く持ったものと思われる³⁹.

こうして試行錯誤を繰り返しながら、マレーシア型民主主義の確立と、延いてはバンサ・マレーシアの実現を目指すものと思われる。

国民の期待を一身に背負ったマハティール の改革は前述のとおり、すでに始動している と言ってよいだろう。わけても重要と思われ るのは汚職撲滅である。

根津(1994)によれば、マハティールは1981年に初めて首相に任命された際にも、汚職が横行し、国民の反感を買っていた政府機関の『綱紀粛正』に意欲的に取り組んだのを皮切りに、汚職摘発を目的とする国家調査局を拡充するなど、クリーンな政府作りを目指した経緯がある。前回は、結局、頓挫したが、今回はどうか、

それは、場合によっては、マハティール自身の身の周りにも降りかかる可能性も否定できないことから、どこまで徹底できるか疑問視する向きがあることもまた事実である.

ー縷の望みは、93歳となったマハティールの中に、新たにクリーンなイメージのレガシーを残したいとの思いとともに、マズロー(1998)が唱える「自己超越欲求」が芽生え

ている可能性である.

ともあれ、マレーシアの場合、こうしたパラダイム・シフトは一気には進み難いというのが筆者の持論である。マハティールはビジョン2020を策定した際にも、マレーシアの発展は経済という次元でのみ考えてはならず、あらゆる次元・分野において十分に発展する必要があると主張している⁴⁰. この点においてマハティールはマズロー(2001)が唱える「社会改善理論(ゆっくりと革命を実現する理論)⁴¹」の考え方に近いとみることができる。

以上の考察等を踏まえると、「バンサ・マレーシア」や「マレーシア型民主主義」の実現に向けたパラダイム・シフトは、独立から今回の政権交代までほぼ2世代を要したように、漸進的なものとなるであろう。

本稿では、独立後、初の政権交代に至った 主な要因として、①汚職問題等に対するナジ ブ政権への不満や怒り、②経済成長等を背景 とするマレーシア国民の心理的欲求段階の 高度化(たとえば、尊厳欲求など)、③情報 の非対称性を補完する21世紀型選挙の登場、 そして、④カリスマ性を有するマハティール の復活、が挙げられること。その結果、①市 民社会の成立を通じた「マレーシア型民主主 義」の確立や、②民族の壁を越えた「橋渡し型」 ソーシャル・キャピタルの醸成による「バン サ・マレーシア」の実現、といった「マハティー ル(あるいはマレーシア国民)の夢」に向け てのパラダイム・シフトが動き出した可能性 があることについて論考した。

そして、補論として、こうしたパラダイム・シフトの命運を握るとみられるブミプトラ政 策の行方について、その成果と課題を整理す るとともに、新たな問題として浮上した「新」 マレー・ジレンマを抱えて新政権の舵取りを 行うマハティールの指向について考察を加え た.

一方、本稿では、考察し切れなかった部分や憶測の域を出ない部分があることも認識している。特に、マハティールが言説するところの真意、わけてもブミプトラ政策の行方については、今後も、注意深く観察を続けるとともに、さまざまな視点から、さらなる議論と検証を重ねていく必要があるだろう。

【参考文献・資料】

- · Aihara, Akihito (2009) Paradoxes of Higher Education Reforms: 'Implications on the Malaysian Middle Class' IJPAS Vol.5, Nol, pp.81-113
- Benabou, Roland (1996) Equity and efficiency in Human Capital Investment:
 The Local Connection, New York University.
- Becker, Gary (1971) The Economics of Discrimination, The University of Chicago Press.
- · Corsetti G. et al. (1998) 'What caused the Asian Currency and Financial Crisis?' NBER Working Paper No. W6833, 1998
- · Durlauf, Steven (1996) 'A Theory of Persistent Income Inequality' Journal of Economic Growth pp.75–93
- Fryer R. and Loury G. (2005) 'Affirmative Action and Its Mythology' Journal of Economic Perspectives, Vol. 19, Number 3 pp.147-162
- · ILO (2007) Equality at Work: Tracking

- the Challenges, ILO Conference 96th Session, ReportI (B), Geneva: ILO.
- Jomo K.S. (2004) 'The New Economic Policy and Interethnic Relations in Malaysia' United Nations
- · Krugman, Paul (1998) 'What happened to Asia,' Global Competition and Integration pp.315–327 Springer.
- · Lee, Hwok-Aun (2011) 'Affirmative Action and Ethnic Inequality' Malaysian Economy Chapter 10, Oxford University Press.
- · Lee, Hwok-Aun (2013) 'Affirmative Action in Education and Employment: Case Studies of Malaysia and South Africa, with Policy Implications for Japan'
- · Loury, Glenn (2002) The Anatomy of Racial Inequality, Harvard University Press.
- · Mahathir (2011) A Doctor in the House MPH Publishing.
- · Putnam, Robert (1993) Making Democracy Work, Princeton University Press.
- Ramiah A. et al. (2017) Attitudes and Ethnoreligious Integration: Meeting the Challenge and Maximizing the Promise of Multicultural Malaysia, University of Oxford.
- Ratuva, Steven (2013) Politics of preferential development: Trans-global study of affirmative action and ethnic conflict in Fiji, Malaysia and South Africa pp.195–218 ANU Press.
- · Sachs J. and Radelet R. (2000) 'The Onset of the East Asian Financial Crisis' Currency Crises pp.105–153 University of

Chicago Press.

- · Sowell, Thomas (2004) Affirmative Action Around the World, Yale University Press.
- · Studwell, Joe (2013) How Asia Works, Grove Press, New York.
- · The Star (Sept. 11, 1995)
- The World Bank (2018) 'Improving education sector performance in Malaysia'
- · The World Bank (2011) 'Malaysia Economic Monitor: Brain Drain'
- The World Bank (2015) Malaysia Economic monitor; immigrant labor
- The World Bank (2018) 'Malaysia Economic Monitor: Navigating Change'
- Weisskopf, T. E. (2004) Affirmative action in the United States and India: A comparative perspective, Routledge, NY
- ・秋庭裕子 (2015) 「マレーシアにおける高 等教育政策の国際化に関する一考察」 『留 学生教育』 第20号 留学生教育学会
- ・アブラハム・マズロー (2001) 『完全なる 経営』 (金井寿宏監訳) 日本経済新聞社
- ・アブラハム・マズロー (1998) 『完全なる 人間 ―魂の目指すもの―』(上田吉一訳) 誠信書房
- ・池下譲治(2018)「ソーシャル・キャピタルと持続可能な地域社会に向けての一考察」『ふくい地域経済研究』第26号
- ・池下譲治 (2000) 「マレーシアの構造改革」 (木村福成編『アジアの構造改革はどこま で進んだか』第11章) ジェトロ
- ・竹下秀邦(1995)『シンガポール~リー・ クワンユウの時代』アジア経済研究所
- ・根津清(1994) 『マハティール』 株式会社ザ・

マサダ

- ・パットナム (2006) 『孤独なボウリング』 (柴 内康文訳) 柏書房
- ・マハティール(1983, 1992)『マレー・ジ レンマ』(高田理吉訳)勁草書房
- ・モハメド・ムスタファ (2015)『マレーシ ア国民の行方』(岡野俊介等訳) 日本マレー シア協会

注)

- 1 マレーシアの国会は上下両院から成るが、上院は指名制で権限も限られているため、マレーシアで総選挙といえば下院選を指す。下院(人民院:デワン・ラヤット)議員の任期は5年で、現在の定数は222. 一方、上院(国家院:デワン・ヌガラ)は各州から指名される2名(13州で26名)および国王が指名する44名の合計70名から構成される.
- 2 これは、ブミプトラが多く住む周辺地域を吸収することでブミプトラ票の割合を高めようとしたためとみられている。中国系弁護士でもあるトニー・プア(潘儉偉)氏は以前から、汚職疑惑などに見舞われているナジブが自らの保身のために選挙区割りの変更を図っているとして批判していた(South China Morning Post 2016/9/22)。一方、今回の選挙で、トニー・プア氏は10万6,903票を獲得し再当選を果たしている。
- 3 NNA 2018/4/24
- 4 ナジブ自身が経営に関与していた政府系 投資会社ワン・マレーシア・デベロップ メント (1 MDB) をめぐる一連の疑惑と 巨額の債務問題は世界的な関心を集めてい

た. 1 MDBは、マレーシアの先進国入り に向けて2009年, 当時, 首相だったナジ ブが主導し創設した投資会社だが. 2014 年3月末時点で約420億リンギット(約1 兆2千万円) というGDPの3.9%, 国家予 算の16%に相当する巨額の負債を抱え込 む状況に陥った. 不正経理の疑惑も指摘さ れる中、ウォールストリート・ジャーナル 紙は同年7月、1 MDBからナジブの個人 口座に約7億ドルが送金されたとの記事を 報道. ナジブへの批判は一気に高まり. マ ハティールをはじめ、ムヒディン副首相や シャヒー地方・地域開発相も批判的な発言 を行った. これに対して. ナジブはムヒディ ン副首相とシャフィー地方・地域開発相を 更迭し、同時に1 MDB捜査の責任者だっ た法務長官を交代させたほか、大手オンラ インメディアのアクセス制限や経済紙の発 刊停止に踏み切った. こうした高圧的な対 応は更なる反発を呼び、同年8月には首都 クアラルンプールで反汚職を掲げる大規模 デモが発生した.

- 5 ソーシャル・キャピタルとは、『人々の協調行動を活発にすることによって社会の効率性を高めることができる「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会的仕組みの特徴』のことである。(Putnam,1993)
- 6 マハティール (1983, 1992, 2011) も指 摘するように、民族の棲み分けとでもいう べき社会構造は、中国やインドから大量の 労働者を連れてきたイギリス植民地政府の 移民政策に起因しているとみてよいだろう.
- 7 ソーシャル・キャピタルの様々な類型については池下(2018) pp.39-41 に詳しい.
- 8 ビジョン2020は、マレーシア人が目指

すべきミッションとして1991年,第6次マレーシア計画の策定中にマハティールが導入したものである。具体的には、マレーシアが2020年までに自立、工業化を実現し、充分に発展した国家になるために乗り越えなければならない以下の9つの戦略的課題が示されている;

- (1) バンサ・マレーシアの実現, (2) 心理的に開放された社会の創造, (3) マレーシア型民主主義の実践等, (4) 道徳的で倫理的な社会の建設, (5) リベラルで寛容な社会の形成, (6) 科学的で進歩的な社会の創造, (7) やさしい社会の創造, (8) 経済的に公正な社会の創造, (9) ダイナミックで競争力がある経済を有する豊かな社会の確立.
- ここでは、同時に経済、社会、政治、行政、 文化、精神面における環境・制度の改善の 必要性についても強調されている。
- 9 http://www.salsburg.com/Principals_ of_Democracy/
- 10 マレーシアを代表する企業家であるエア アジア・グループのトニー・フェルナンデ スCEOは2018年5月13日,投票日直前に 旧与党連合・国民戦線を持ち上げる映像を アップロードしたことについて,首相府か らの圧力があったことを暴露し,謝罪した.
- 11 The Diplomat 2018/5/29
- 12 マハティールは同5月22日にも、治安関連法7件について現状に適さなくなったとして見直しを進める考えを明らかにしている.対象となるのは、SOSMAのほか、「1984年印刷出版法」「1948年扇動法」「2012年平和集会法」「1959年犯罪防止法」「テロリズム防止法」と法律上死刑しか適用でき

ない強制的死刑制度である.

- 13 1995年「アジアの未来」(日本経済新聞 社主催)での発言による.
- 14 Mahathir (2011) pp.229–237
- 15 「シンガポール人種暴動」(1964) の翌年, 非種族主義を唱えるリー・クワンユーが中 心となり、立ち上げた野党連合「マレーシ ア連帯会議」は(1)マレーシア憲法に反 対しない、(2) 国語としてマレー語の使 用に反対しない。(3)マレー人の特権を 攻撃しない、等を目標に掲げる一方、「マ レーシア人のためのマレーシア (Malaysian Malaysia)」を政治スローガンとした. 竹 下(1995)によれば、これは、連立与党「連 盟党」のスローガンを「マレー人のための マレーシア (Malay Malaysia) と断定す るものであった.
- 16 モハメド (2015) p.199
- 17 Id. at 201
- 18 マレーシア憲法では第8条に於いて平等 と差別の禁止を規定している.したがって、 ブミプトラの特別な地位は、本来、ある特 定条件下においてのみ成立するとみるべき であろう.
- 19 9つの州においてスルタンが存在するマ レーシアでは、「マレー人」についての定 義も異なる場合がある. たとえば、ケダ州 やペルリス州ではアラブ人も「マレー人」 に含まれている.
- 20 「アリ・ババ」ビジネスは、ライセンス 取得や政府調達に参入するためにはブミプ トラ資本の導入が不可欠なことから、形式 的なブミプトラの名義貸しが横行したこと に由来する.「アリ」(Ali) はマレー人男 性,「ババ」(Baba) は中国人男性を表す. 27 Ramiah et al. (2017) p33

- 当初は日系企業もアリ・ババ方式による進 出を余儀なくされるケースが目立った. そ の後、「アリ」の世代交代によって後継者 が外資の経営に直接干渉するケースが散見 されるなど新たな問題も生じている(現地 での筆者ヒアリングによる).
- 21 アフガン女性の教育問題やタリバンから 銃撃されたパキスタン少女のマララさんな どもその一例である.
- 22 Aihara (2009) によれば、1969年まで国 内唯一の高等教育機関であったマラヤ大学 においてブミプトラ学生が相対的に少ない のは入試制度によるものと信じられてい た. このため. 5.13事件(Ⅲ-1.参照)の非 常事態を受けて設置された国家運営評議会 (NOC) は1971年, 政府に対して「大学入 試における民族枠の導入 を提言した.
- 23 大学生に占めるブミプトラの割合は 1980年代まで増え続けたが、それ以降は 落ち着いている (例えば、2003年では、 ブミプトラ62.6%, 中国系32.2%, インド 系 6.5 %).
- 24 ただし、民族別割合は大学により異な り、マラヤ大学やマラヤ工科大学において は平均以上の非ブミプトラ学生が在籍して いる
- 25 STPMと呼ばれる全国統一模試で1位の 成績を収めた中国人高校生がマラヤ大学医 学部に不合格となったケースは現地紙でも 驚きを持って報じられた.
- 26 マレーシアの頭脳流出で多いのは弁護 士, 会計士, 薬剤師などの専門職で, 次に, 看護師、証券仲介業者など、そして、管理 職が続き、この3領域で6割以上を占める。

- 28 非ブミプトラにとって、マレーシア国内での活躍の場は限られていることに加え、給与に関しても、例えば、シンガポール、イギリス、オーストラリアにおける管理職クラスの給与水準を比較した場合、2012年時点で其々、約2~3倍の差がある。
- 29 このほかに、少なくとも100万人以上の不法移民が存在すると報告されている。
- 30 同制度を採用しているマレーシアの公立大学 (Public Matriculation colleges) は 2018年7月現在、19に上る.
- 31 New mandala (2011/2/6)
- 32 1986年投資促進法 (Promotion of Investments Act 1986)
- 33 たとえば、英語の教材をマレー語に訳す 過程でのマレー語にはない概念の誤訳や最 新情報の入手の遅れなどが指摘されてい た.
- 34 マレーシアで有給従業員を75人以上雇用する製造業企業は、1975年工業調整法 (ICA) に基づき、国際貿易産業省 (MITI) に対し製造ライセンスの取得を申請する必要がある.
- 35 ただし、生産品の80%以上を輸出する「輸出企業」は免除された。
- 36 当時は、実績も含め、信頼できるブミプトラ企業家は非常に限られていた。たとえば、「マハティールのお気に入り」(Studwell, 2013)と言われるサイド・モクタールはジョホール州の港湾開発をはじめ、数々の民営化プロジェクトを手がけていることで知られる。
- 37 ブミプトラ企業の育成・支援を目的として、マレーシア政府はGLCに対して、ブミプトラ企業からの一定割合の調達を義務

- 付けている. たとえば、ペトロナスでは年間予算の最大限40%をブミプトラ企業に請け負わせている.
- 38 ペトロナスは海外50カ国以上で事業展開するなど、石油メジャーとも競い合っているほか、フォーチュン500にマレーシア企業で唯一選ばれていることを指している。
- 39 たとえば、Mahathir (2011) では、当時の政権から受けた言論統制の実態と憤りが具体的に記されている。
- 40 モハメド (2015) pp.197-198
- 41 マズロー (2001) は「単独で社会全体を 自動的に変えてしまうような変化は存在し ない」として、「社会の変革は、その最前 線となる全領域で変革に着手し、全体とし ての社会の中にあるあらゆる制度とその下 位制度を同時に変化させることによって実 現されるものである」と論じている.